

○みどりの広場の占用手続に関する要綱

平成29年6月27日

津山圏域資源循環施設組合告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、津山圏域クリーンセンター多目的広場条例施行規則（平成29年津山圏域資源循環施設組合規則第1号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定によるみどりの広場の一部の占用（以下「一部占用」という。）の届出に関して必要な事項を定めるものとする。

(占用の届出方法)

第2条 一部占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、あらかじめ、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）に、占用しようとする日の3月前から1週間前までの間の組合の執務時間内に、占用の仮申込みを電話又は来所して行わなければならない。

2 前項の仮申込みを行った者は、占用までの組合の執務時間内に、みどりの広場占用届出書（様式第1号）に必要な事項を記載して、管理者に提出しなければならない。

(占用の承認方法)

第3条 管理者は、前条第2項の規定による届出に係る事項について支障がないと認める場合は、占用を承認するものとする。

2 占用者は、占用を都合により取りやめる場合は、速やかに組合に対し、その旨の連絡を行うものとする。

(物品の借用方法等)

第4条 占用者は、第2条第2項の手続きをすることによって、レストハウスに備付けの物品を借用できるものとする。

2 前項に規定する物品を保管する倉庫の鍵の貸出しは、占用の日の当日、組合の執務時間内に組合事務室で行うものとする。ただし、当該日が組合の執務日でないときは、その日以前の最も近い組合の執務日に行うものとする。

3 前項で借用した鍵については、占用者は、厳重に保管を行うとともに、複製をしてはならない。

(物品の返却方法等)

第5条 前条第1項の規定により、借用した物品の返却は、占用終了後速やかに行うこととし、物品を保管する倉庫の鍵の返却は、組合の執務時間内にある場合は組合事務室へ、組合の執務時間外にある場合はレストハウスに備付けの鍵受ボックスへ投函することにより返却しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、一部占用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

みどりの広場占用届出書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合
管理者 殿

団体名称 _____

使用責任者住所 _____

氏名 _____

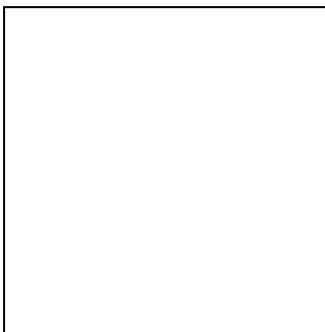
連絡先 _____

みどりの広場の一部を占用したいので、みどりの広場の占用手続に関する要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出します。なお、占用については、津山圏域クリーンセンター多目的広場条例及び同条例施行規則を遵守することを誓約します。

記

- 1 使用日時 _____ 年 月 日 ()
_____ 時 分から _____ 時 分まで
- 2 使用目的 _____
- 3 使用人数 _____ 人
- 4 借用物品 _____

受付印



上記届出について、承認します。

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合 管理者

鍵番号 NO _____